

エタニティ少額短期保険の現状2016

2016年度版/2015年度決算

目次

■ 会社概要・主な業務の内容	1
■ トップメッセージ・経営基本方針	2
■ 全管協S S Iホールディングスグループについて	3

コーポレートデータ

沿革、株式に関する事項	5
会社役員に関する事項	6
会社の組織	7

経営について

コーポレート・ガバナンス体制	9
内部統制システムの整備に関する基本方針	11
リスク管理体制	13
コンプライアンス（法令等遵守）体制	14
個人情報に関する取扱いについて	16
情報開示基本方針（ディスクロージャー・ポリシー）	20
反社会的勢力の対応基本方針	21
勧誘方針	22
CSR（企業の社会的責任）の取り組み	22
保険募集制度	23
保険金支払いと損害サービス	24
お客さま対応窓口	25

業績データ

業務の概況	27
主要な業務の状況	
1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	28
2. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等	29
3. 責任準備金の残高の内訳	34
財産の状況	
1. 貸借対照表	35
2. 損益計算書	38
3. キャッシュ・フロー計算書	41
4. 株主資本等変動計算書	43
5. ソルベンシー・マージン比率	45
6. 時価情報等	46

はじめに

平素より、皆さまにはエタニティ少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などをご説明するためにディスクロージャー誌
「エタニティ少額短期保険の現状2016」を作成いたしました。
本誌が当社をご理解いただく一助になれば幸いです。
今後ともなお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

会社概要（2016年3月31日現在）

名称（商号）	エタニティ少額短期保険株式会社
設立	2010年5月
資本金	200,000千円
総資産	3,179,060千円
純資産	507,735千円
本社所在地	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番22号
代表取締役社長	山口 啓輔（やまぐち けいすけ）

主な業務の内容

[会社の目的]

当社は、次の業務を行うことを目的としています。

1. 少額短期保険業
2. 他の保険会社、少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理又は事務の代行、その他前号の業務に付随する業務
3. 前各号のほか、保険業法その他の法律により少額短期保険業者がおこなうことのできる業務
4. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

[業務の内容]

当社は少額短期保険業を営んでおり、次の保険商品の引受を行っております。

1. 入居者総合安心保険プラス
2. 入居者総合安心保険プラス（補償内容拡大特約付）
3. 入居者総合安心保険プラスⅢ
4. テナント総合安心保険プラス

トップメッセージ

平素より、皆さまにはエタニティ少額短期保険をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は全国賃貸管理ビジネス協会(全管協)とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社を株主とする株式会社全管協 SSI ホールディングスグループの少額短期保険会社です。

当社は全管協グループの一員として、「お客さまに高品質の商品・サービスをお届けし、豊かで快適な社会生活を実現いただく」ことを目指し、業務に取り組んでいます。

賃貸住宅やテナントに入居される方々向けの火災保険では、グループ会社である株式会社全管協共済会と共同保険商品をご提供しており、2015年度の計上件数は 725,981 件 (対前年 5.3%増)、期末の保有契約件数は 1,237,253 件 (対前年 6.2%増) となりました。グループ合算の収入保険料では少額短期保険業界でトップシェアをいただいております、これからもグループ連携を強化し、リーディングカンパニーグループとしての強固な営業基盤を核に、事業の継続的拡大と健全な事業運営を進めてまいります。

また当社はコンプライアンス重視の企業風土を構築していくことを経営の基本方針として掲げています。「お客さまにより良い商品とサービスをご提供し、安心と安全をご提供する」ことは当社の社会的使命であり、お客さまの意向を把握した保険募集、適正かつ迅速な保険金支払に積極的に取り組んでまいります。

当社が創設した特約店制度(媒介代理店を介する通販制度)は簡便で募集コンプライアンスにも適応した制度として着実な成長を遂げています。

また、昨年 12 月 5 日には本社移転を行い、業務環境の改善と BCP への対応強化を図っています。

自然災害の多発化、少子高齢化の急速な進展など当社を取り巻く環境は日ごとに厳しさを増していますが、ステークホルダーの皆さまの信頼とご期待に応えるべく、少額短期保険事業を通し、社会に貢献する企業を目指し、全社一丸となって努力を重ねていく所存であります。

今後とも一層のご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2016年7月
代表取締役社長 山口 啓輔

経営基本方針

- 商品の開発は、お客さまのニーズに沿って行います
- 商品のご案内は、不動産管理のプロでもある当社の代理店が適切に行います
- 全管協と連携して防犯・防災活動を行います
- 保険金は速やかにお支払いします
- 万全な財務体質を確保します
- コンプライアンス重視の企業風土を構築します

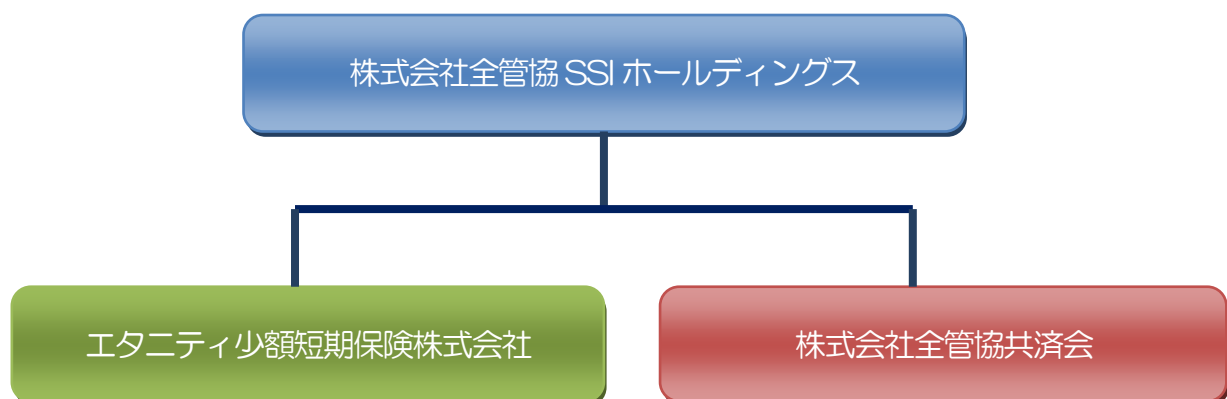
全管協 S S I ホールディングスグループについて

1. グループの概要

全管協 S S I ホールディングスグループは、経済情勢の変化の激しい現代において、市場のニーズを的確に捉えるため、株式会社全管協共済会の単独株式移転により設立された株式会社全管協 S S I ホールディングスを中心とし、お客さまにご満足いただける商品・サービスを的確かつ安定的に供給していきますよう日々努力してまいります。

2. グループの構成（2016年7月1日現在）

全管協 S S I ホールディングスグループは、少額短期保険持株会社である株式会社全管協 S S I ホールディングスの下に、完全子会社である少額短期保険業者 2 社（エタニティ少額短期保険株式会社、株式会社全管協共済会）を配置しています。



コーポレートデータ

沿革

エタニティ少額短期保険株式会社の沿革

平成22年 5月	少額短期保険業の準備会社として「エタニティ・ジャパン株式会社」を設立
平成22年 10月	商号を「エタニティ少額短期保険株式会社」に変更し、少額短期保険業者として近畿財務局に登録を完了「近畿財務局長（少額短期保険）第7号」 「賃貸住宅総合保障プラン」、「入居者安心の総合保障プラン」、「テナント総合保障プラン」を発売
平成23年 11月	株式会社全管協 SSIホールディングスの100%子会社となる
平成24年 6月	「入居者総合安心保険プラス」を発売
平成26年 7月	「入居者総合安心保険プラス（補償内容拡大特約付）」を発売
平成27年 12月	「入居者総合安心保険プラスⅢ」を発売
平成27年 12月	本店を大阪市中央区北浜三丁目1番22号に移転

株式に関する事項

- 株式数
発行可能株式総数 5,000株
発行済株式の総数 4,000株
- 平成27年度末株主数 1名
- 大株主 (2016年3月31日現在)

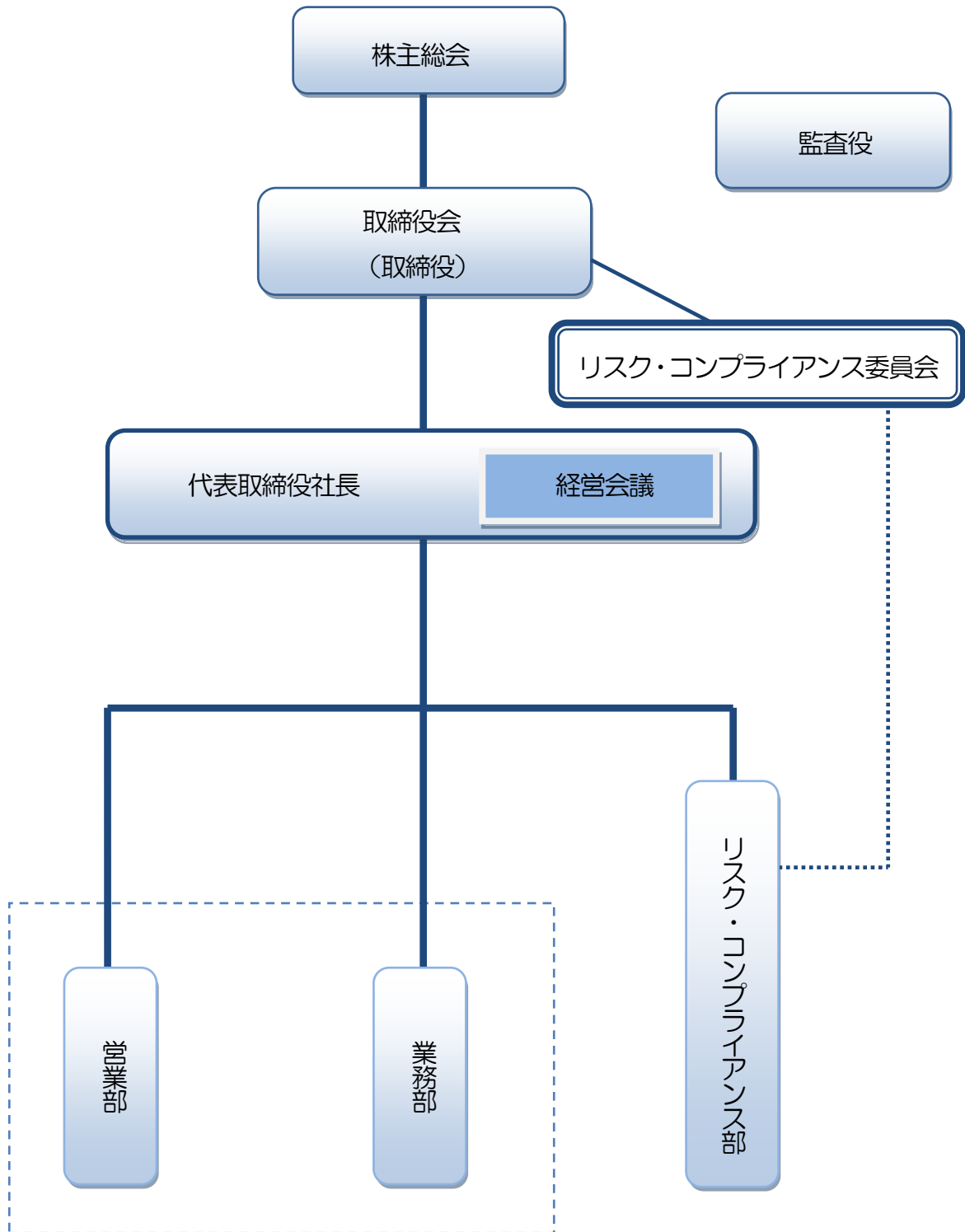
株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社全管協 SSIホールディングス	4,000株	100%

会社役員に関する事項

(2016年7月1日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職
山口 啓輔	代表取締役社長 リスク・コンプライアンス部長	
仁木 邦昭	取締役業務部長	
諏訪 茂	取締役営業部長	
宮野 純	取締役	(株)レンタックス代表取締役
水野 隆司	取締役	(株)プランニングサプライ代表取締役
境田 大作	監査役	全国貸管理ビジネス協会事務局次長
土田 秀仁	監査役	あいおいニッセイ同和損害保険株 営業統括部事業推進室 推進役
三浦 裕	監査役	(株)全管協 SSI ホールディングス常勤監査役

会社の組織（2016年7月1日現在）



経営について

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、少額短期保険業を取り巻く様々なリスクを的確に把握・管理し、業務の健全かつ適切な運営を確保するために、以下の経営管理体制を確立しています。

1. 取締役会

取締役会は、会社としての経営方針を定め、法令等の遵守、契約者の保護、リスク管理等の観点から重要な経営諸施策の方針を決定します。同時に適切な内部統制のシステムを構築しながら、業務遂行を監督しています。代表取締役社長はこれら取締役会の決定をもとに職務を遂行し、組織全体に方針を徹底させます。

2. 経営会議

当社では代表取締役社長の諮問機関として経営会議が設置され、業務遂行の方針・計画の協議、部門活動の総合調整等の任務を遂行しています。また、経営上重要かつ基本的な事項に関して協議し、代表取締役社長に意思決定の資料を提供する役割も果たしています。

3. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、全社的なリスク・コンプライアンス管理についての統括及び進捗を管理することを目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

本委員会は、代表取締役社長を委員長、業務執行取締役、部長を委員、監査役をオブザーバーとし、コンプライアンス・プログラムに定める課題とリスクマネジメント推進に関わる課題についての対応を協議・決定し、その進捗状況を管理しています。

また当社では、お客さま相談窓口を設けており、お客さまからお寄せいただいた「お客さまの声」を本委員会に報告し、業務改善に活用しています。

また、本委員会は、法令等遵守などを含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証する部門として内部監査を行い、内部監査で発見した問題点・課題や改善状況を定期的に経営陣へ報告すると同時に、解決にいたるまで継続的なフォローを実施いたします。本委員会の活動内容については、取締役会へ定期的に報告される等、取締役等が全社のリスク・コンプライアンスの実態を把握できる体制が整備されています。

4. リスク・コンプライアンス部

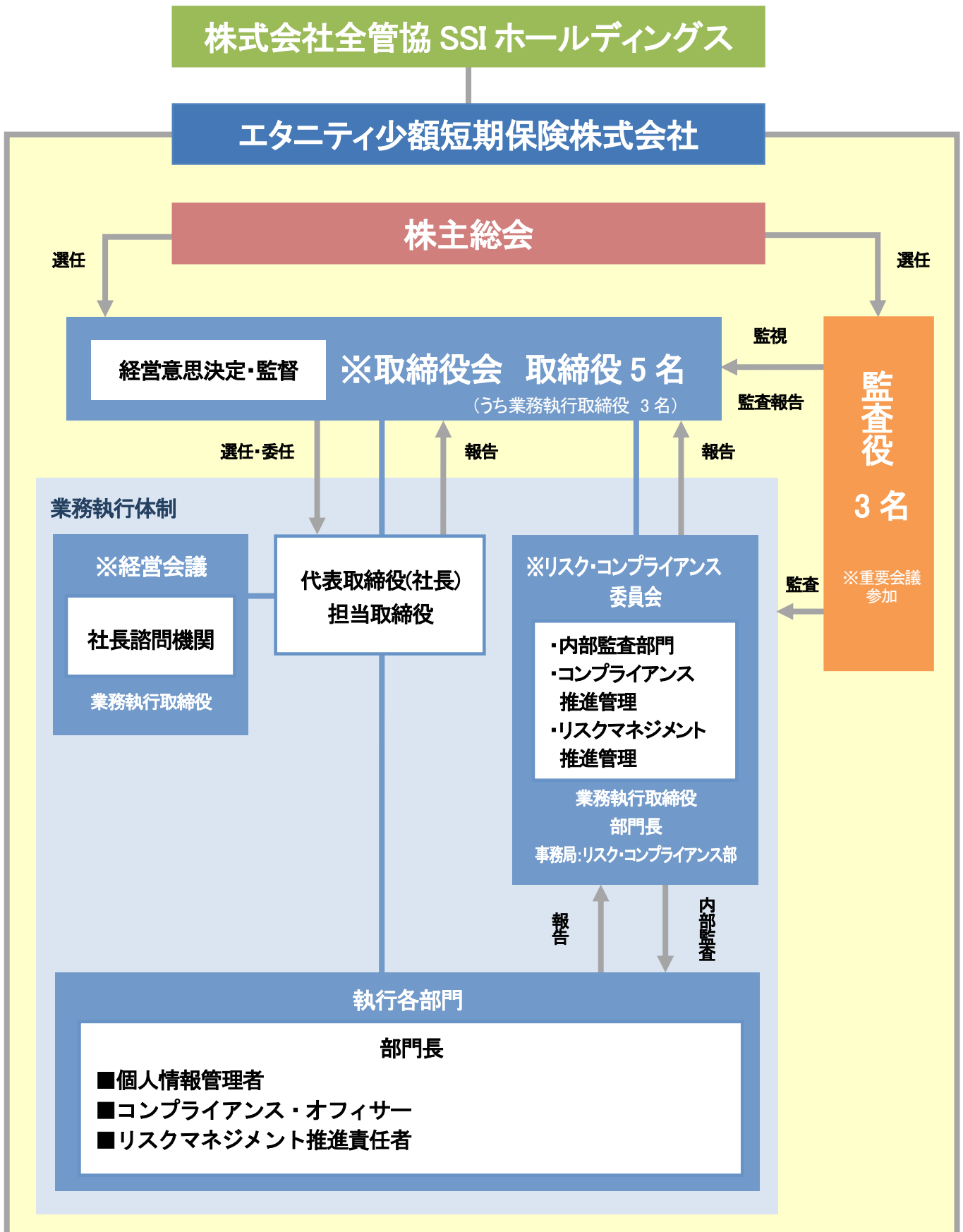
リスク・コンプライアンス部は、業務の適切性確保のための体制を整備することを目的として設置され、社内の内部統制システムの構築状況や運用状況を確認し、内部統制システムの整備と適切な運用を継続的に推進しています。

同時に法令及び定款への適合性確保のため、リスク・コンプライアンス委員会事務局として、全社における法令等遵守態勢の統括、及びリスク管理態勢の部門運営を行います。

また当社の内部管理態勢の改善と企業品質向上のために、コンプライアンス・プログラム年度計画および内部監査方針・計画を立案し、リスク・コンプライアンス委員会を通じて同計画の進捗状況の監視を実施していきます。

これらの活動内容の報告書等を作成し、取締役会へ提出しています。

コーポレート・ガバナンス体制図（2016年7月1日現在）



内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法第362条第4項第6号の定めに基づき、業務の適正を確保するための体制を整備するため、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定めています。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる「コンプライアンス規程」を定め、職務の執行に当たっては法令及び定款とともにこれを遵守することを徹底する。
- ② 会社全体の横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握、監督のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。
- ③ 当社は、株式会社全管協SSIホールディングスグループ各社及び当社の取締役会が策定する「反社会的勢力に対する基本方針」に従い、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を全役職員に徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 適切なリスク管理を行うため、「リスク管理規程」およびその下位規程として「情報セキュリティ規程」、「個人情報保護規程」、「コンティンジェンシープラン」を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- ② 会社全体におけるリスク管理体制の整備を徹底するため、社内の各部門ごとにリスクマネジメント推進責任者を定め、その統括責任者を社長が務める。
- ③ リスク管理体制の整備及び見直し、リスク情報の集約並びに災害等の不測の事態が生じた場合の危機管理対策のため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員長はリスク管理統括責任者が兼任する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき各部門における目標及び予算等を設定する。
- ② 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、「取締役会規程」、「取締役職務規程」、「組織・業務分掌規程」その他の業務運営規程に基づき、各取締役、及び従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- ③ 職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、「取締役会規程」に基づく組織機構の変更を行うことができる。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 従業員が業務を行うに当たり法令及び定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。
- ② 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、取締役、従業員及び関係者からの報告体制を整える。
- ③ 従業員がその職務を行うに当たり法令・定款等における疑義が生じた際の外部専門家による相談窓口を設置し、従業員が必要に応じいつでも活用できるようにする。
- ④ 会社組織及び社内各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言及び勧告を行うための内部監査体制を整備する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ全体の利益の観点から、企業集団の担当部門が協調し、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
 - ② 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、取締役会に付議の上、決定する。
7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員の中からこれを手当とする。
8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ① 前号の監査役職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役承認を得ることとする。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。
9. 監査役職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 第7号に基づき配置された従業員は、業務遂行にあたり、監査役指揮・命令にのみ従い、監査役監査に必要な調査を行う権限を有する。
10. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 代表取締役及び業務執行取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
 - ② 取締役及び従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
 - ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び従業員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
 - ④ 当社は、監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないよう取締役および従業員に対して周知徹底し、規程等を整備する。
11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務執行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。ただし、監査役は監査費用の支出にあたり、その効率性および適正性に留意しなければならない。
12. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- 監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、従業員、及び会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制及び必要に応じ弁護士、公認会計士、保険計理人等の助言を受けることができる体制を整備する。

リスク管理体制

当社は、下記のような業務上のリスクについて、各部署で担当業務に関連するリスクを管理する一方、リスク・コンプライアンス委員会が組織横断的にリスクの統合的管理と必要な施策を検討・実施しています。

また当社は、これらのリスクが顕在化し、お客さまや代理店に重大な影響を及ぼし、当社業務に著しい支障が生じるような事態が発生した場合には、全社を挙げて迅速かつ適切な措置を講じ、一刻も早く正常な業務へ復旧することができるように危機管理体制を構築しています。

1. 保険引受リスク

個別の保険契約引受けに関するリスク、商品の開発及び改定等に関するリスク、お引受けした保険契約の保有と再保険に関するリスク、適切な責任準備金及び支払備金の積立に関するリスク等をいいます。当社では、取締役会とリスク・コンプライアンス委員会との間の報告手順を定めた上で、保険事故発生の頻度や、風水災等の広域災害の実態についての分析と管理を行い、適格な再保険者との再保険取引によりリスクの分散を図ります。また、責任準備金・支払備金の積立を適正に行うことで経営の安定化を図っています。

2. 事務リスク

社員や代理店による保険契約事務上のミスや不正な処理により、当社が損失を被るリスクをいいます。当社は、保険契約のデータ入力、異動・解約処理をシステム化し、そのシステムをチェックすることで、契約の引受けと保全に関連する事務ミスの発生を防いでいます。

3. システムリスク

当社のコンピュータ・情報システムについての誤作動・停止、不正使用、セキュリティ対策の不備などにより、当社が損失を被るリスクをいいます。これらのリスクに対応するため、当社では基幹システムの管理を適格な情報管理会社へ委託し、顧客データのバックアップ、不正アクセス・通信対策ならびにウイルスの監視等を実施しています。また、社内システムにはウイルス対策ソフトウェアを導入し、ID・パスワードによるアクセス管理を実施しています。

4. 資産運用リスク

資産運用に係る市場リスク、信用リスク、市場流動性リスクなどをいいます。当社は資産の運用に当たり、安全性と流動性の確保を第一義としております。

コンプライアンス（法令等遵守）体制

コンプライアンス基本方針

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題のひとつと位置づけ、すべての役員・社員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めています。

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、経営理念の実現に向け、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および当社・持株会社が定める社内規定（以下これらと「法令等」といいます。）を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

2. コンプライアンス態勢の構築

(1) 体制の整備

- ① コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
- ② コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンス推進部門を設置するとともに、コンプライアンス態勢の確保のために必要な権限を付与します。
- ③ 当社の役員・社員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。

(2) 推進活動の実施

- ① コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンス・マニュアルを作成し、周知徹底します。
- ② コンプライアンス・プログラムを具体的な実践計画として策定し、実施します。
- ③ コンプライアンスを徹底するための研修や点検を行います。
- ④ コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因を分析し再発を防止します。

3. コンプライアンスに係る役員・社員の行動基準

(1) 誠実な行動

- ① 法令等を遵守するとともに、法令等に違反する行為を発見したときは、勇気をもって指摘し、関係者と協力して是正します。

- ② 自分のとるべき行動について迷ったときは、非倫理的でないか、家族や友人に胸を張って説明できるか、当社の信頼・ブランドを損なわないか自身に問いかけ判断します。
- ③ あらゆる場面で、あらゆる人に、誠実かつ公平・公正に接します。

(2)適正な事業活動を支える行動

- ① 談合等の競争制限や取引上の地位を利用して不正な利益を得る等の不公正な取引は行いません。
- ② 知的財産権を保護するとともに、他社の知的財産権を侵害しません。
- ③ 業務上知り得たお客さま情報は厳正に管理し、定められた目的以外に利用しません。
- ④ 反社会的勢力には毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じません。
- ⑤ お客さまの利益が不当に害されることがないように利益相反取引を適切に管理します。
- ⑥ グループ内取引や業務提携等を行うにあたっては、取引の適切性を確保します。
- ⑦ 適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。
- ⑧ インサイダー取引（重要な未公開情報を利用した株券等の取引）は行いません。
- ⑨ 当社の資産や重要情報、営業秘密等は適切に管理します。
- ⑩ 業務上の立場を利用して、私的な利得行為は行いません。

(3)人権の尊重および職場環境の確保に関する行動

- ① 人権を尊重し、人権、国籍、性別、年齢、職業、地域、信条、障害の有無等による差別やハラスメント行為を行いません。
- ② 安全で働きやすい職場環境を確保します。

個人情報に関する取扱いについて

当社は、業務上使用するお客さまの情報の管理を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守するという基本方針のもとに、個人情報の適正な利用、安全管理の徹底に努めています。

また、お客さまの個人情報のお取扱いについては、以下の通り個人情報保護基本方針(Privacy policy)を定め、当社のホームページ上で公表しています。

<http://www.evity-ins.com/privacy.html>

プライバシー・ポリシー（個人情報保護基本方針）

当社は、個人情報保護の重要性を深く認識し、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「その他の関連法令」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」などを遵守して、個人情報の適正な取り扱いを実践いたします。また、安全管理に係る措置や以下の方針については、継続的に見直し、必要に応じて改善してまいります。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段で、個人情報を取得いたします。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4、5、6に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用いたしません。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ① 適正な保険契約の審査、引受およびそれに関連する業務
- ② 適正な保険金のお支払い及びそれに関連する業務
- ③ 当社が有する債権の回収
- ④ 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- ⑤ 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- ⑥ 当社が提供する商品・サービス等に関するアンケートの実施
- ⑦ 当社の他の商品・サービスの案内、提携先・委託先等の商品・サービスの案内
- ⑧ 統計資料の作成
- ⑨ 問い合わせ・依頼等への対応

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供することはありません。

- ① 法令に基づく場合
- ② 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- ③ 当社のグループ会社（関連会社・団体を含む）との間で共同利用を行う場合（下記5.をご覧ください。）
- ④ 損害保険会社および少額短期保険業者等との間で共同利用を行う場合（下記 6.をご覧ください。）
- ⑤ 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続（いわゆるオプト・アウト）を行って第三者に提供する場合

4. 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

- ① 保険募集、損害調査に関わる業務
- ② 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- ③ 情報システムの開発・運用に関わる業務

5. グループ内での共同利用

- (1) 当社は、株式会社全管協SSIホールディングス（以下、「持株会社」といいます。）がグループ会社の経営管理を行うため、持株会社との間で個人データを共同利用することがあります。詳細につきましては、持株会社のホームページ（<http://www.zkhd.jp/>） 「全管協SSIグループお客さま情報の共同利用に関する基本方針」をご覧ください。

○共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 株主情報（氏名、住所、株式数等）
- ・ 当社が保有するお客さま情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまとのお取引に関する情報）

- (2) 当社は、全管協SSIグループ（関連会社・団体を含む）が取扱う商品・サービスをご案内またはご提供するために、グループ会社（関連会社・団体を含む）間で個人データを共同利用することがあります。グループ会社（関連会社・団体を含む）は持株会社のホームページ（<http://www.zkhd.jp/>） 「全管協SSIグループお客さま情報の共同利用に関する基本方針」に掲載の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、持株会社とします。

○共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 当社およびグループ会社（関連会社・団体を含む）が保有するお客さま情報（氏名、住所、電話番

号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、お客さまとのお取引に関する情報)

- (3) 当社は、代理店の委託・管理・教育のために、代理店の店主・募集従事者等に関する個人データをグループ会社間で共同して利用することがあります。グループ会社は持株会社のホームページ (<http://www.zkhd.jp/>) 「全管協SSIグループお客さま情報の共同利用に関する基本方針」に掲載の「共同利用するグループ会社の範囲」をご覧ください。なお、共同利用の管理責任者は、当該個人データを原取得した各少額短期保険業者とします。

○共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

- ・ 当社およびグループ会社が保有する代理店の店主・募集従事者に関する情報（氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、募集人資格情報など）、代理店委託、行政当局への届出に関する事項等

6. 情報交換制度等

(1) 保険業界の情報交換について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社および少額短期保険業者との間で、個人データを共同利用します。

(2) 代理店等情報確認業務について

当社は、少額短期保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、他の損害保険会社および少額短期保険業者との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用することがあります。また、少額短期保険代理店の委託等のために、少額短期保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用しています。

7. センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下、「センシティブ(機微)情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用又は第三者提供を行いません。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ④ 法令等に基づく場合
- ⑤ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ⑥ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ⑦ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

8. 個人情報の安全管理

当社は、取扱う個人データの漏えい・滅失・き損の防止、その他個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、必要なセキュリティ対策を講じます。また、当社が、外部に個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

9. 開示、訂正等のご請求

(1) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、お答えいたします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

(2) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、通知または開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

10. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、当社までご連絡ください。

エタニティ少額短期保険株式会社

所在地 大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番22号
電話番号 0120-945-228
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

情報開示基本方針（ディスクロージャー・ポリシー）

当社は、お客さま、株主、取引先をはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまに、当社の重要情報を正確・迅速・公平に伝えることを目的として、本方針を定め情報開示に努めます。

1. 基本的な姿勢

当社の情報開示につきましては、お客さま、株主、取引先などの皆さまが、当社の実態を認識・判断できるように公平かつ適時・適切に情報開示を行います。

2. 情報開示の基準

当社は、保険業法、金融商品取引法、会社法などの関係する法令（以下「法令等」といいます。）を遵守し、規則等の定めに従い、情報開示を行います。

また、法令等に定めのない情報発信につきましても、ステークホルダーの皆さまが当社の企業価値のご判断にお役に立つべく情報開示を積極的に努めます。

3. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、インターネットホームページ、各種印刷物等、適切と判断できる方法を通じてお客さま、株主、取引先などの皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行っていきます。

反社会的勢力の対応基本方針

当社は、反社会的勢力（注）との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務を遂行するため、本方針を定め、適切な対応をいたします。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。反社会的勢力に該当するか否かは、属性要件や行為要件を加味して総合的に判断されます。

1. 組織による対応

反社会的勢力への対応については、担当者や担当部署だけに任せずに、経営陣以下組織として会社一丸となって対応し、役職員等の安全を最優先に確保します。

2. 反社会的勢力との関係遮断

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶することに努め、反社会的勢力との関係を遮断します。

3. 不正な取引や資金提供等の禁止

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合は、資金提供や不正な裏取引・異例な取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力であることが判明した場合は、資金提供や事実を隠蔽するための取引は行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力を排除するために、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部機関と日常よりパイプを強化し、対応マニュアル等の体制整備に努めます。

5. 不当要求時の法的対応

反社会的勢力による不当要求がなされた場合等には、積極的に外部専門機関に相談し、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化を躊躇しません。

勧誘方針

当社は、お客さまの信頼を確保し、安心をご提供することを最優先とし、あらゆる局面で関連する法令や規範を遵守してまいります。また、お客さまの満足度の向上に向けたサービスの充実に積極的に取り組んでまいります。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他の関係法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. お客さまの商品に関する知識、ご購入目的、財産の状況等に留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なお説明を心がけるとともに、お客さまのご意向と実情に適った商品のご案内に努めてまいります。
3. 商品の販売にあたっては、お客さまにとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
4. お客さまに対する勧誘の適正を確保するため、社内体制の整備や販売にあたる者の研修を充実させ、わかりやすい説明に努めてまいります。
5. 万が一事故が発生した場合におきましては、迅速かつ的確に保険金のお支払いに対応するように努めてまいります。
6. お客さまのご意見等を商品の開発・販売に反映していくように努めてまいります。

CSR（企業の社会的責任）の取り組み

1. 当社は、すべてのステークホルダーへの企業の説明責任を果たすため、前述のとおり、適切な情報開示に努めております。
2. 当社では、環境保全活動としてCO2 排出量の削減のための保険証券等のペーパーレス化を推進しております。

保険募集制度

当社は、賃貸不動産入居者のお客さまを対象とする少額短期保険商品を販売しておりますが、これらの商品は、当社と代理店委託契約を締結した不動産管理・仲介業者によって取り扱われています。当社では、これら保険商品の販売に係わる代理店による、法令等に基づいた適正な保険募集活動を確保するため、代理店指導・研修体制を確立させております。

1. 代理店登録及び届出

当社と委託契約を交わした代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣への登録が必要であり、当社は代理店委託契約締結後、速やかに登録の手続きを行っています。また実際にお客さまへ保険契約の手続きを行うことができる募集従事者は、少額短期保険業の共通試験である「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣への届出が済んでいることが必要条件となります。当社は、新設はもとより既存の代理店に対しても定期的に募集従事者の状況を確認し、適宜届出を行っております。

2. 代理店の業務

代理店は、当社に代わってお客さまに適切な保険商品をお勧めしております。保険商品をご案内する際には、商品パンフレット等で補償内容をご説明し、さらに「重要事項説明書」に基づいて「契約概要」と「注意喚起情報」をご説明しております。

3. 代理店教育

お客さまとの保険契約においては、法令等で定められた保険募集のルールがしっかりと守られなければなりません。そのため、当社では代理店の法令等遵守の徹底を目的として、「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、募集従事者の研修に使用しています。

4. 代理店点検・指導の実施

当社は、代理店の保険募集業務が適正に行われているかを確認するため、「代理店コンプライアンス指導」を実施しています。これにより代理店の法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、業務適正化の指導を行っています。

保険金支払いと損害サービス

当社は、保険金の支払いは保険事業の本来の目的そのものであり、少額短期保険業者として最も重要な業務であることを認識し、常に公正かつ迅速・的確な保険金の支払いが行われるよう基本方針を守り、以下の態勢で業務を遂行してまいります。

1. 損害サービスの基本

- ① 迅速かつ的確な損害調査を行い、公平で公正な保険金支払業務を遂行すること
- ② 保険契約者および代理店に対して、事故処理経過の適切な報告を行うこと
- ③ 常に親切かつ適切なサービス対応を心がけ、保険契約者および代理店から高い信頼を獲得すること

2. 適正な保険金支払いのための体制

- ① 保険契約募集時においては、重要事項の説明ならびに保険契約者の意向確認を確実にを行い、補償内容や保険金額について契約者の十分な理解を得たうえで、適切な保険契約手続きを行います。
- ② 保険金支払業務手順を定め、保険金の不払い、未払い、誤払いを防止するための実務手順を確立していきます。
- ③ 保険金支払拒絶事案および保険金請求に関する苦情案件について、その請求内容および当社判断の妥当性を再検討するため、社内に「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、該当案件の精査を行っていきます。
- ④ 保険金支払状況は取締役会に報告し、適切な損害サービス業務の遂行を確認しています。

3. 業務運営

当社は、損害サービス業務において事故受付業務ならびに損害調査業務を外部に委託しています。当社は委託先に対する監督と指導を行い、公正かつ迅速な保険金支払態勢を確保し、保険契約者の保護に欠けることのないよう委託業務を管理しています。

また、委託先においても当社同様に社内研修を行うことで、業務のクオリティ向上を目指しています。

お客さま対応窓口

当社は、お客さまの利便を図り、「お客さまから信頼され選ばれる少額短期保険業者」となるために、「お客さまの声」を貴重な「経営資産」として今後のお客さまサービス向上、業務改善に生かしてまいります。

「お客さまの声」を直接承ります対応窓口として、下記の対応窓口を設置しております。

お客さま相談窓口

当社の商品・サービス等に関するご質問、ご意見、苦情等のお申し出につきましては、下記お客さま相談窓口にて承っております。

お申し出いただいたご意見等につきましては解決に向けて真摯な対応に務める所存でございます。

お客さま相談窓口

TEL：0120-945-228
受付時間 9：00～17：00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

指定紛争解決機関（ADR）について

当社では、一般社団法人日本少額短期保険協会と指定紛争解決機関に関する手続実施基本契約を締結しておりますので、お客さまの必要に応じて、一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」では、保険業法に基づく指定少額短期保険業務紛争解決機関として、中立・公正な立場で、少額短期保険業者の業務に関連する苦情や紛争に対応しております。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755
<http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html>
電話受付時間 9：00～12：00 13：00～17：00
(土・日・祝日、年末年始の休業日を除きます)

業績データ

業務の概況

平成27年度における事業の概要 <平成27年4月1日から平成28年3月31日まで>

[事業環境]

わが国の経済は、政府の経済政策等により企業業績や設備投資は堅調に推移しましたが、中国経済の急速な減速や新興国を始めとする世界経済のさらなる景気下振れリスクによる先行き不透明な状態が続きました。個人消費については、外国人観光客需要が拡大する一方、円安に伴う原材料の高騰等による一部商品の値上がりや所得水準の伸び悩み等が足かせとなり、消費支出や消費者マインドに足踏みが見られるなど、依然として厳しい状況が続いております。

日本の保険市場におきましては、地震、台風等の自然災害が多発し、それに伴う被害も多数発生するなど、事業環境は依然として自然災害の影響を受けやすい状況にあります。

このような中、第6期を迎えた当社事業は、グループの株全管協共済会との共同保険商品引受が引続き安定的に推移し、着実な業容拡大を図ることができました。

12月1日からは補償内容を充実した共同保険商品として「入居者総合安心保険プラスⅢ」を発売し、従前の共同保険商品は当該満期契約についてのみお引き受けをする扱いといたしました。

当社が幹事となり前々期に開始した特約店制度（媒介代理店を介する通販）は、小規模ながら満期更新業務も概ね順調に推移し、簡便で募集コンプライアンスにも優れた制度として着実に伸展しております。

また、12月5日には本店移転を行い、業務環境の改善とBCPへの対応強化を図っております。

[事業損益]

事業損益につきましては、経常収益は11,151百万円(対前期782百万円、7.5%増)、経常費用として10,895百万円(対前期832百万円、8.3%増)を要し、経常利益は255百万円(対前期△50百万円、16.4%減)となりました。減益の主因は責任準備金繰入額の変動であり、前期の39百万円戻入(収支残有税繰入分104百万円の解消)に対し当期は増収による49百万円の繰入があり、課税所得等実質的には増益しております。この結果、法人税・住民税76百万円(対前期10百万円、16.4%増)、法人税等調整額△1百万円(対前期△31百万円、106.3%減)を控除後の当期純利益は180百万円(対前期△29百万円、13.9%減)となりました。

計上した保険料は5,991百万円(対前期462百万円、8.4%増)、支払保険金は817百万円(対前期46百万円、6.0%増)であり、出再控除した正味収入保険料は390百万円(対前期29百万円、8.2%増)、正味支払保険金は55百万円(対前期4百万円、7.8%増)となっております。

[会社が対処すべき課題]

わが国は、今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、これに伴って業界競争はますます激化することが見込まれます。

また、平成28年5月29日施行の改正保険業法では、従前、虚偽の説明等「不適切な行為の禁止」に限定されていた募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細やかな対応の実現に向け、情報提供義務や意向把握義務など「積極的な顧客対応を求める」基本的ルールの創設や保険募集人への体制整備義務が導入されます。

このような中で当社が生き残るためには、引き続き業務の適正性と財務の健全性の向上に努め、「お客さまの信頼をいただくこと」が不可欠であります。

当社は、今後とも、全管協グループのシナジー効果を発揮して、賃貸住宅市場を核とする少額短期保険事業の品質向上を通じてお客さまの信頼を獲得し、その信頼を基礎として好循環の成長性、収益性と財務の健全性を確保するというCSR（企業の社会的責任）経営の実現に努めてまいります。

主要な業務の状況

1. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標等

(単位：千円)

項 目	年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
正味収入保険料		338,783	360,803	390,448
経常収益		9,098,005	10,368,997	11,151,643
保険引受利益		134,319	306,008	255,856
経常利益		134,320	306,008	255,862
当期純利益		84,920	209,873	180,740
正味損害率		5.8%	14.3%	14.2%
正味事業費率		△9.9%	16.4%	5.2%
利息及び配当金収入		0	0	0
資本金		200,000	200,000	200,000
(発行済株式総数)		(4,000株)	(4,000株)	(4,000株)
純資産額		221,121	430,995	507,735
保険業法上の純資産額(※)		234,880	454,195	541,052
総資産額(※)		2,544,323	2,879,102	3,179,060
責任準備金残高		451,385	411,718	460,867
有価証券残高		-	-	-
保険金等の支払能力の充実の状況を示す 比率(ソルベンシー・マージン比率)(※)		446.0%	576.2%	696.0%
配当性向		-	49.6%	49.8%
従業員数		3人	3人	3人

※ 保険業法上の純資産額とは、保険業法施行規則第211条の8第1項の規定に基づき、貸借対照表の純資産の部の金額に異常危険準備金および価格変動準備金の額を加えたものです。

※ 総資産額については、平成25年度までは再保険貸と再保険借を再保険会社ごとに相殺表示しておりましたが、平成26年度より取引規模をより明瞭とするため、これを両建表示して計算しております。

なお、平成25年度の数値につきましても、再保険貸と再保険借の両建表示を遡及適用しております。

※ 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)について、平成25年度においてソルベンシー・マージン総額に「税効果相当額」を含めていなかったため、訂正した比率を記載しています。

(訂正前のソルベンシー・マージン比率)

	平成25年度
ソルベンシー・マージン比率	428.8%

2. 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標等

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成26年度		平成27年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		360,807	100.0%	390,448	100.0%
その他		△ 3	0.0%	-	-
合計		360,803	100.0%	390,448	100.0%

※正味収入保険料とは、元受契約の元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成26年度		平成27年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		5,154,411	100.0%	5,577,836	100.0%
その他		△ 38	0.0%	-	-
合計		5,154,373	100.0%	5,577,836	100.0%

※元受正味保険料とは、保険料から解約返戻金およびその他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

(単位：千円)

項目	年度	平成26年度		平成27年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		4,793,604	100.0%	5,187,388	100.0%
その他		△ 34	0.0%	-	-
合計		4,793,569	100.0%	5,187,388	100.0%

※支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除したものをいいます。

④ 保険引受利益

(単位：千円)

項目	年度	平成26年度		平成27年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		305,954	100.0%	255,856	100.0%
その他		53	0.0%	-	-
合計		306,008	100.0%	255,856	100.0%

※保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る利益を控除したものをいいます。

⑤ 正味支払保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成26年度		平成27年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		51,522	100.0%	55,559	100.0%
その他		8	0.0%	-	-
合計		51,530	100.0%	55,559	100.0%

※正味支払保険金とは、元受契約の元受正味保険金から出再契約の回収再保険金を控除したものをいいます。

⑥ 元受正味保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成26年度		平成27年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		771,055	100.0%	817,737	100.0%
その他		82	0.0%	-	-
合計		771,138	100.0%	817,737	100.0%

※元受正味保険金とは、支払保険金から保険金戻入を控除したものをいいます。

⑦ 回収再保険金

(単位：千円)

項目	年度	平成26年度		平成27年度	
		金額	比率	金額	比率
火災		719,533	100.0%	762,178	100.0%
その他		74	0.0%	-	-
合計		719,608	100.0%	762,178	100.0%

※回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及び正味合算率

項目	年度	平成 26 年度			平成 27 年度		
		正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災		14.3%	16.4%	30.7%	14.2%	5.2%	19.4%
その他		215.3%	628.8%	844.1%	-	-	-
合計		14.3%	16.4%	30.7%	14.2%	5.2%	19.4%

※正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

※正味事業費＝事業費－再保険手数料

※正味事業費率＝正味事業費÷正味収入保険料

※正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及び合算率

項目	年度	平成 26 年度			平成 27 年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		20.1%	86.1%	106.2%	18.7%	80.0%	98.7%
その他		△67.3%	0.0%	△67.3%	-	-	-
合計		20.1%	86.1%	106.2%	18.7%	80.0%	98.7%

※発生損害率＝当期発生保険金等÷当期既経過保険料

※事業費率＝事業費÷当期既経過保険料

※合算率＝発生損害率＋事業費率

※当期発生保険金等＝元受正味保険金＋出再控除前の保険金に係る支払備金積増額

※当期既経過保険料＝元受正味保険料－出再控除前の未経過保険料積増額－出再控除前の解約返戻金に係る支払備金積増額

④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

平成 26 年度		平成 27 年度	
出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
2社	100%	2社	100%

⑤ 支払再保険料の格付ごとの割合

平成 26 年度		平成 27 年度	
格付区分	出再保険料における割合	格付区分	出再保険料における割合
A-以上	100%	A-以上	100%
BBB以上	-	BBB以上	-
その他	-	その他	-
合計	100%	合計	100%

※格付区分は、各年度3月末時点のスタンダード・アンド・プアーズ（S&P 社）の格付に基づいています。

⑥ 未収再保険金の額

（単位：千円）

項目	年度	平成 26 年度		平成 27 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
火災		221,831	100.0%	207,892	100.0%
その他		-	-	-	-
合計		221,831	100.0%	207,892	100.0%

(3) 経理に関する指標等

① 支払備金 (単位：千円)

項目 \ 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
火災	30,652	40,255
その他	-	-
合計	30,652	40,255

② 責任準備金 (単位：千円)

項目 \ 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
火災	411,578	460,728
その他	139	139
合計	411,718	460,867

③ 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高 (単位：千円)

項目 \ 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利益準備金	-	20,800
任意積立金	-	-
合計	-	20,800

④ 損害率の上昇に対する経常利益の変動 (単位：千円)

損害率の上昇シナリオ	元受発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。			
計算方法	正味既経過保険料×1%			
経常利益の減少額	平成 26 年度	3,050	平成 27 年度	3,514

(4) 資産運用に関する指標等

① 資産運用の概況

(単位：千円)

項目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	773,920	26.9%	867,948	27.3%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	773,920	26.9%	867,948	27.3%
総資産	2,879,102	100.0%	3,179,060	100.0%

※運用資産計とは、預貯金、金銭の信託及び有価証券の合計額です。

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：千円)

項目	平成 26 年度		平成 27 年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現預金	0	0.0%	0	0.0%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
小計	0	0.0%	0	0.0%
その他	-	-	6	0.0%
合計	0	0.0%	6	0.0%

※利回りは、利息配当収入金額を月平均運用額で除して算出しています。

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比 該当ありません。

④ 保有有価証券利回り 該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高 該当ありません。

3. 責任準備金の残高の内訳

(単位：千円)

項目	区分	平成 27 年度		
		普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等
火災		427,550	33,177	-
その他		-	139	-
合計		427,550	33,316	-

財産の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	年 度	平成26 年度末	平成27 年度末	比較増減	科 目	年 度	平成26 年度末	平成27 年度末	比較増減
現金及び預貯金		773,920	867,948	94,027	保険契約準備金		442,371	501,123	58,752
現金		-	-	-	支払備金		30,652	40,255	9,602
預貯金		773,920	867,948	94,027	責任準備金		411,718	460,867	49,149
金銭の信託		-	-	-	普通責任準備金		388,518	427,550	39,032
有価証券		-	-	-	異常危険準備金		23,200	33,316	10,116
国債		-	-	-	契約者配当準備金		-	-	-
地方債		-	-	-	代理店借		492	541	49
政府保証債		-	-	-	再保険借		1,448,546	1,555,610	107,063
その他の証券		-	-	-	短期社債		-	-	-
有形固定資産		986	2,010	1,023	社債		-	-	-
土地		-	-	-	新株予約権付社債		-	-	-
建物		164	1,587	1,422	その他負債		538,939	587,950	49,011
建設仮勘定		-	-	-	代理業務借		-	-	-
その他の有形固定資産		822	422	△399	借入金		-	-	-
無形固定資産		56,084	108,633	52,549	未払法人税等		39,667	46,063	6,395
ソフトウェア		56,084	102,315	46,231	未払金		17,467	20,625	3,158
ソフトウェア仮勘定		-	6,318	6,318	未払費用		46,669	49,148	2,479
のれん		-	-	-	前受収益		434,982	471,958	36,976
その他の無形固定資産		-	-	-	預り金		152	154	1
代理店貸		-	2	2	資産除去債務		-	-	-
共同保険貸		324,673	380,967	56,293	仮受金		-	-	-
再保険貸		1,360,770	1,431,691	70,920	その他の負債		-	-	-
その他資産		324,187	346,429	22,242	退職給付引当金		4,682	8,903	4,220
未収金		1,854	2,394	539	役員退職慰労引当金		11,220	15,180	3,960
代理業務貸		-	-	-	賞与引当金		1,854	2,015	160
未収保険料		-	-	-	価格変動準備金		-	-	-
前払費用		255,001	272,105	17,103	繰延税金負債		-	-	-
未収収益		66,991	71,930	4,939	再評価に係る繰延税金負債		-	-	-
仮払金		-	-	-	負債の部合計		2,448,107	2,671,324	223,217
保険業法第113条繰延資産		-	-	-	資本金		200,000	200,000	-
その他の資産		340	-	△340	新株式申込証拠金		-	-	-
前払年金費用		-	-	-	資本剰余金		-	-	-
繰延税金資産		11,480	13,380	1,900	資本準備金		-	-	-
再評価に係る繰延税金資産		-	-	-	その他資本剰余金		-	-	-
供託金		27,000	28,000	1,000	利益剰余金		230,995	307,735	76,740
貸倒引当金		-	△3	△3	利益準備金		-	20,800	20,800
					その他利益剰余金		230,995	286,935	55,940
					退職金関係積立金		-	-	-
					不動産圧縮積立金		-	-	-

				社会厚生事業費積立金	-	-	-
				その他の積立金	-	-	-
				繰越利益剰余金	230,995	286,935	55,940
				自己株式(△)	-	-	-
				自己株式申込証拠金	-	-	-
				株主資本合計	430,995	507,735	76,740
				その他有価証券評価差額金	-	-	-
				繰延ヘッジ損益	-	-	-
				土地再評価差額金	-	-	-
				評価・換算差額等合計	-	-	-
				新株予約権	-	-	-
				純資産の部合計	430,995	507,735	76,740
資産の部合計	2,879,102	3,179,060	299,957	負債・純資産の部合計	2,879,102	3,179,060	299,957

平成27年度 貸借対照表関係注記事項

1. 会計方針に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
- (2) 無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (3) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しております。
- (4) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- (6) 役員退職慰労引当金は、役員の退職給付に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (7) 価格変動準備金は、国債等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上することとしておりますが、当事業年度は対象資産がないため計上しておりません。
- (8) 消費税等の会計処理は、税込方式によっております。
- (9) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、契約金額が3,000千円未満のため、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (10) 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。共同保険貸等にかかる信用リスクについては適切に管理しリスク軽減を図っております。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項 (単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預貯金	867,948	867,948	-
共同保険貸	380,967	380,967	-
再保険貸	1,431,691	1,431,691	-
再保険借	(1,555,610)	(1,555,610)	-

①負債に計上されているものについては、()で示しております。

②これらの金融商品はいずれも短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 賃貸等不動産の状況に関する事項

該当ありません。

4. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は3,382千円であります。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額はありません。

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

短期金銭債権総額	- 千円
短期金銭債務総額	17,490 千円

6. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産の総額は13,380千円であります。
- (2) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、役員退職慰労引当金4,244千円、解約返戻普通備金3,276千円、退職給付引当金2,489千円、減価償却超過額1,290千円、IBNR備金1,178千円等であります。なお、「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度からの法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.80%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については28.20%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については27.96%となります。この税率変更による損益への影響は軽微であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する事項

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リースにより使用しています。

8. 支払備金、責任準備金に関する事項

- (1) 支払備金の内訳は、次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	447,024 千円
同上にかかる出再支払備金	406,768 千円
差引	40,255 千円

- (2) 責任準備金の内訳は、次のとおりであります。

これらは、各商品毎に算出して計上しております。	
普通責任準備金(出再控除前未経過保険料)	6,107,871 千円
同上にかかる出再責任準備金	5,680,320 千円
差引(イ)	427,550 千円
初年度収支残による普通責任準備金(ロ)	- 千円
異常危険準備金(ハ)	33,316 千円
計(イ+ロ+ハ)	460,867 千円

9. 1株当たり情報に関する事項

1株当たり純資産額は126,933円92銭であります。

算定上の基礎である純資産の部の合計額及び普通株式に係る当期末の純資産額はいずれも507,735千円、1株当たり純資産額の算定に用いた当期末の普通株式の数は4,000株であります。

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	比較増減
		(平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで)	(平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで)	
経常収益		10,368,997	11,151,643	782,646
保険料等収入		10,302,249	11,151,628	849,378
保険料		5,528,731	5,991,259	462,528
再保険収入		4,773,518	5,160,368	386,850
回収再保険金		719,608	762,178	42,570
再保険手数料		3,691,054	3,994,288	303,234
再保険返戻金		362,856	403,901	41,045
その他再保険収入		-	-	-
支払備金戻入額		-	-	-
責任準備金戻入額		39,667	-	△ 39,667
資産運用収益		0	6	6
利息及び配当金収入		0	0	0
預貯金利息		0	0	0
有価証券利息・配当金		-	-	-
その他利息配当金		-	-	-
有価証券売却益		-	-	-
有価証券償還益		-	-	-
その他運用収益		-	6	6
その他経常収益		27,080	8	△ 27,071
経常費用		10,062,989	10,895,781	832,791
保険金等支払金		6,301,922	6,822,450	520,527
保険金		771,138	817,737	46,598
給付金		-	-	-
解約返戻金		370,505	408,937	38,431
その他返戻金		3,852	4,485	633
契約者配当金		-	-	-
再保険料		5,156,425	5,591,289	434,864
責任準備金等繰入額		8,740	58,752	50,011
支払備金繰入額		8,740	9,602	862
責任準備金繰入額		-	49,149	49,149
資産運用費用		-	0	0
有価証券売却損		-	-	-
有価証券評価損		-	-	-
有価証券償還損		-	-	-
その他運用費用		-	0	0
事業費		3,750,244	4,014,575	264,330
営業費及び一般管理費		3,693,637	3,965,336	271,699
税金		3,005	3,049	44
減価償却費		45,247	37,848	△ 7,399
退職給付引当金繰入額		4,160	4,220	60
役員退職慰労引当金繰入額		3,960	3,960	-

賞与引当金繰入額	234	160	△ 73
その他経常費用	2,081	3	△ 2,078
保険業法第113条繰延資産償却費	-	-	-
その他の経常費用	2,081	3	△ 2,078
保険業法第113条繰延額(△)	-	-	-
経常利益(経常損失△)	306,008	255,862	△ 50,145
特別利益	-	-	-
固定資産等処分益	-	-	-
負ののれん発生益	-	-	-
価格変動準備金戻入額	-	-	-
その他特別利益	-	-	-
特別損失	-	133	133
固定資産等処分損	-	133	133
減損損失	-	-	-
価格変動準備金繰入額	-	-	-
不動産等圧縮損	-	-	-
その他特別損失	-	-	-
契約者配当準備金繰入額	-	-	-
税引前当期純利益(同当期純損失△)	306,008	255,729	△ 50,279
法人税及び住民税	66,060	76,889	10,829
法人税等調整額	30,074	△ 1,900	△ 31,975
法人税等合計	96,134	74,988	△ 21,145
当期純利益(当期純損失△)	209,873	180,740	△ 29,133

平成27年度 損益計算書注記事項

1. 損益計算書に関する事項

- (1) 関係会社との取引高は次のとおりであります。

収益総額	- 千円
費用総額	209,880 千円

- (2) 以下の収益及び費用に関する金額

- ① 正味収入保険料は、390,448 千円です。
 ② 正味支払保険金は、55,559 千円です。
 ③ 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりです。

これらは、各商品毎に算出して繰入しております。

普通責任準備金繰入額(出再控除前未経過保険料)	557,612 千円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	518,579 千円
差引(イ)	39,032 千円
初年度収支残による普通責任準備金繰入額(ロ)	- 千円
異常危険準備金繰入額(ハ)	10,116 千円
計(イ+ロ+ハ)	49,149 千円

- ④ 支払備金繰入額の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	121,098 千円
--------------------	------------

同上にかかる出再支払備金繰入額	111,495 千円
差 引	9,602 千円

⑤ 利息及び配当金収入の資産源泉別内訳は、すべて預金であります。

(3) 1株当たりの当期純利益の額は45,185円06銭であります。

算定上の基礎である当期純利益の額は180,740千円、1株当たりの当期純利益の額の算定に用いた普通株式の期中平均株式数は4,000株であります。

(4) 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 関連当事者等との取引に関する事項

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	株式会社全管協共済会	-	共同保険に係る関連業務委託契約	共同保険に関する保険料、保険金、解約返戻金、その他返戻金、諸経費の立替金、その他協議により認められた勘定に係るネット取引(注)		共同保険貸	380,967

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 業務委託契約および付帯覚書による共同保険諸勘定に係る経理決済ルールに基づき、合理的な条件で決定しています。

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	年 度	平成 26 年度	平成 27 年度
		(平成 26 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで)	(平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		306,008	255,729
減価償却費		45,247	37,848
保険業法第 113 条繰延資産償却費		-	-
支払備金の増加額 (△は減少)		8,740	9,602
責任準備金の増加額 (△は減少)		△ 39,667	49,149
契約者配当準備金繰入額		-	-
退職給付引当金の増加額 (△は減少)		3,986	4,220
役員退職慰労引当金の増加額 (△は減少)		3,960	3,960
賞与引当金の増加額 (△は減少)		234	160
価格変動準備金の増加額 (△は減少)		-	-
利息及び配当金等収入		0	0
有価証券関係損益 (△は益)		-	-
支払利息		-	-
為替差損益 (△は益)		-	-
有形固定資産関係損益 (△は益)		-	133
代理店貸の増加額 (△は増加)		-	△ 2
再保険貸の増加額 (△は増加)		△222,237	△70,920
その他資産 (除く投資活動、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		23,672	△ 79,532
代理店借の増加額 (△は減少)		105	49
再保険借の増加額 (△は減少)		124,001	107,063
その他負債 (除く投資活動、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		41,452	42,701
その他		△ 24,468	△ 11,928
小 計		271,036	348,233
利息及び配当金等の受取額		0	0
利息の支払額		-	-
契約者配当金の支払額		-	-
その他		-	-
法人税等の支払額 (△) 又は還付額		△ 83,968	△ 70,579
営業活動によるキャッシュ・フロー		187,068	277,653
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		-	-
有価証券の取得による支出		-	-
有価証券の売却・償還による収入		-	-
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出		-	-
その他		-	△ 79,625
投資活動によるキャッシュ・フロー		-	△ 79,625
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		-	-
借入金の返済による支出		-	-
社債の発行による収入		-	-

社債の償還による支出	-	-
株式の発行による収入	-	-
自己株式の取得による支出	-	-
配当金の支払額	-	△ 104,000
その他	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	△ 104,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	187,068	94,027
VI 現金及び現金同等物の期首残高	586,852	773,920
VII 現金及び現金同等物の期末残高	773,920	867,948

平成27年度キャッシュ・フロー計算書注記事項

1. 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金勘定	867,948千円
預入期間が3か月を超える定期預金	一千円
現金及び現金同等物	867,948千円

3. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 株主資本等変動計算書

平成26年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	任意積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	200,000	-	-	-	-	-	21,121	21,121	-	221,121	-	-	-	-	-	221,121
当期変動額																
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当																
当期剰余利益							209,873	209,873		209,873						209,873
自己株式の処分									-	-						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純増額）											-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	209,873	209,873	-	209,873	-	-	-	-	-	209,873
当期末残高	200,000	-	-	-	-	-	230,995	230,995	-	430,995	-	-	-	-	-	430,995

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計			その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	任意積立金	繰越利益剰余金									
当期首残高	200,000	-	-	-	-	-	230,995	230,995	-	430,995	-	-	-	-	-	430,995
当期変動額																
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
剰余金の配当						20,800	△124,800	△104,000		△104,000						△104,000
当期剰余利益							180,740	180,740		180,740						180,740
自己株式の処分									-	-						-
株主資本以外の項目の当期変動額（純増額）											-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	20,800	-	55,940	76,740	-	76,740	-	-	-	-	-	76,740
当期末残高	200,000	-	-	-	20,800	-	286,935	307,735	-	507,735	-	-	-	-	-	507,735

平成27年度 株主資本等変動計算書注記事項

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
普通株式	4,000株	—	—	4,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項ありません。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成27年6月18日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当の財源の種類	金銭
配当の総額	104,000千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	26,000円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月19日

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成28年6月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当の財源の種類	金銭
配当の総額	90,000千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	22,500円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月21日

5. 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5. ソルベンシー・マージン比率

(単位：千円)

	平成26年度末	平成27年度末
(1) ソルベンシー・マージン総額	393,151	520,504
① 純資産の部合計 (社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)	326,995	417,735
② 価格変動準備金	-	-
③ 異常危険準備金	23,200	33,316
④ 一般貸倒引当金	-	3
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	-	-
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)	-	-
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	42,955	69,448
⑩ 負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4}$	136,458	149,567
保険リスク相当額	68,073	74,319
R1 一般保険リスク相当額	34,331	38,562
R4 巨大災害リスク相当額	33,741	35,757
R2 資産運用リスク相当額	93,376	103,294
価格変動等リスク相当額	-	-
信用リスク相当額	-	-
子会社等リスク相当額	-	-
再保険リスク相当額	79,768	88,977
再保険回収リスク相当額	13,607	14,316
R3 経営管理リスク相当額	3,228	3,552
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1)/ {(1/2)×(2)}	576.2%	696.0%

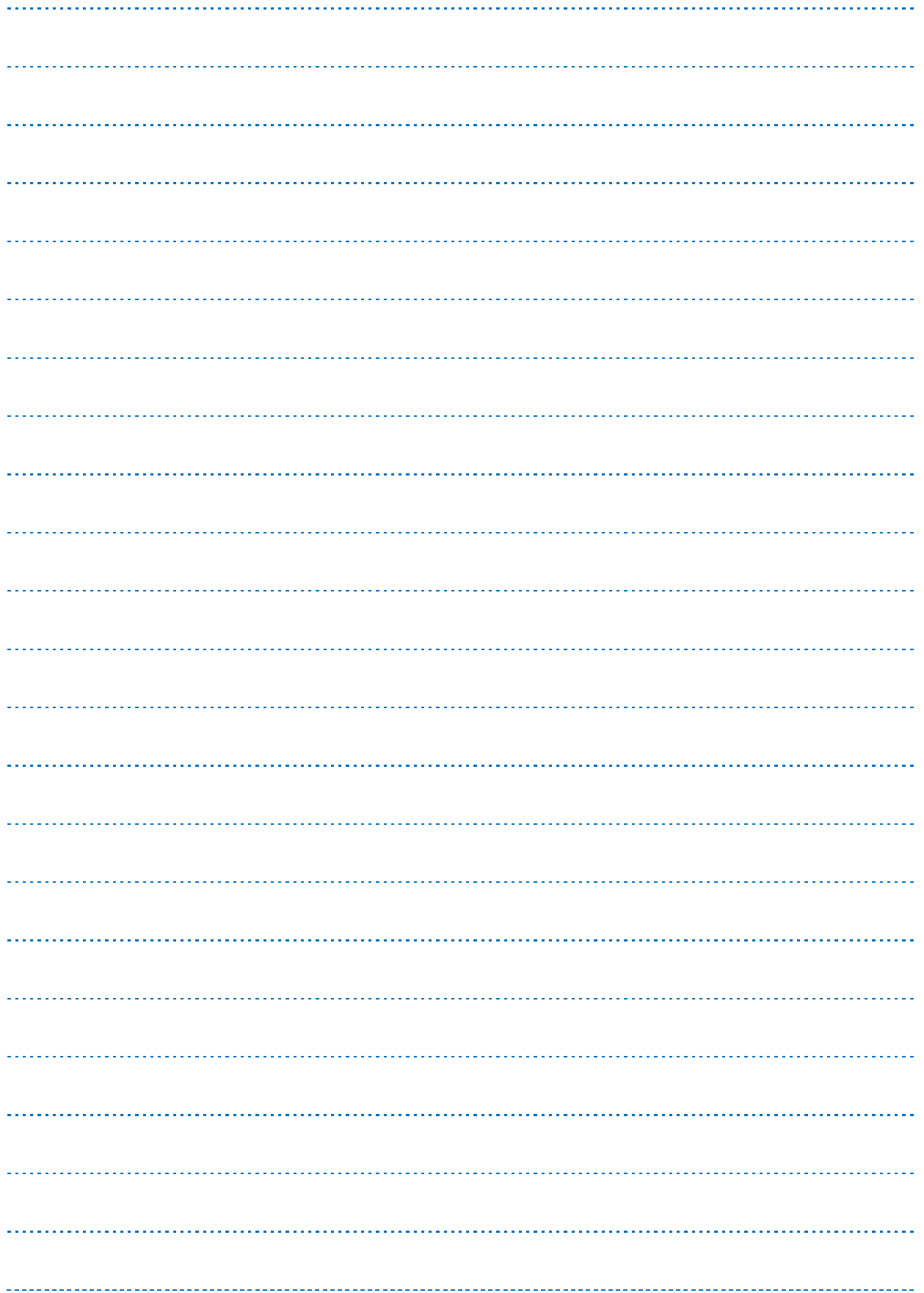
※上記の金額および数値は、保険業法施行規則第211条の59および第211条の60ならびに平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

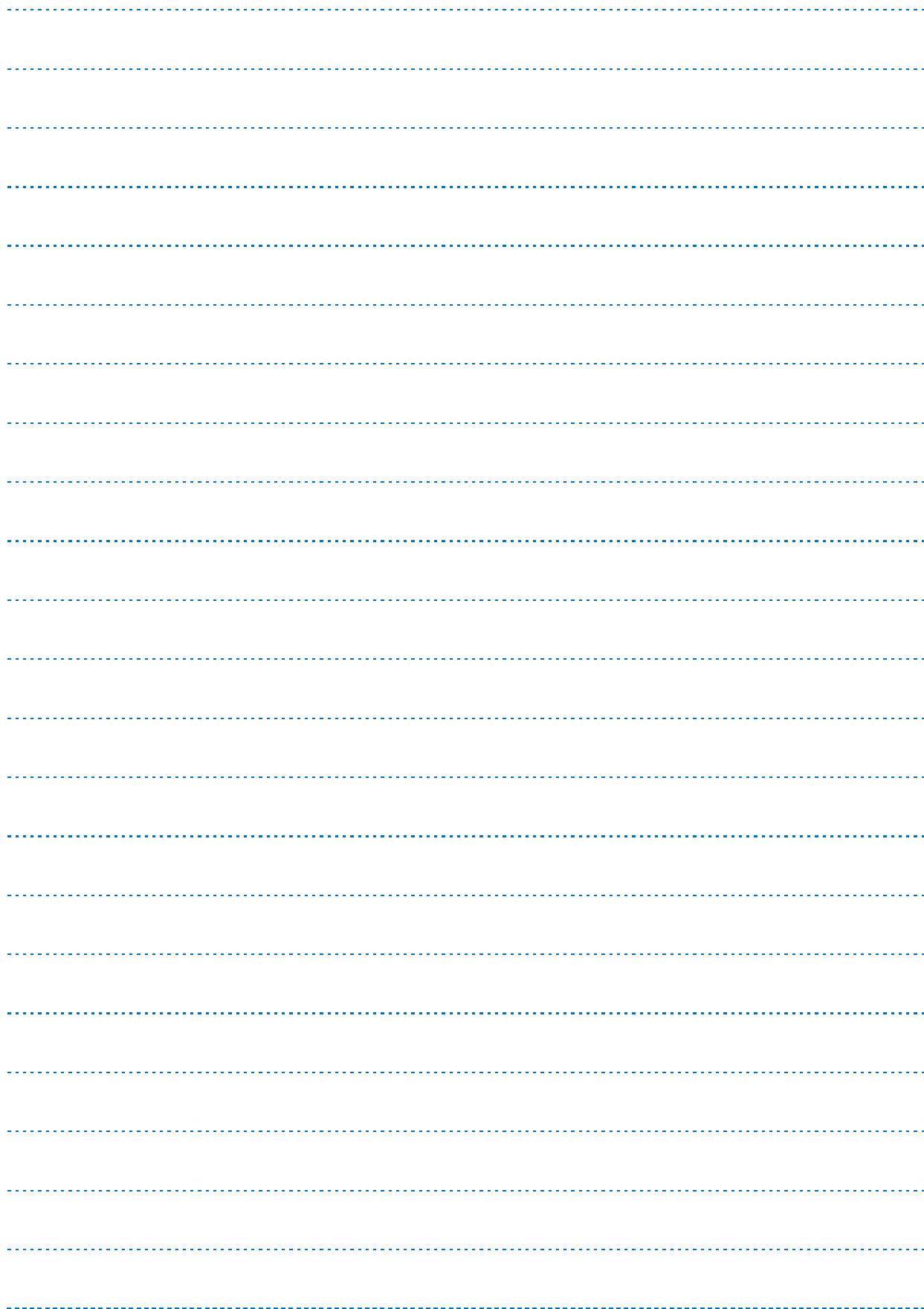
<ソルベンシー・マージン比率とは>

- ・少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（前ページの(2)）に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：前ページの(1)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（前ページの(3)）です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険（一般保険リスク）：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ② 資産運用上の危険（資産運用リスク）：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ③ 経営管理上の危険（経営管理リスク）：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①、②及び④以外のもの
 - ④ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、少額短期保険業者の純資産、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額です。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

6. 時価情報等

- (1) 有価証券
該当ありません。
- (2) 金銭の信託
該当ありません。





エタニティ少額短期保険の現状2016

2016年7月発行

エタニティ少額短期保険株式会社

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜三丁目1番22号

電話：06（6223）1700 URL：<http://www.eternity-ins.com>